

自己資本規制比率について

自己資本規制比率は金融商品取引業者が、金融商品取引業を行う上で、保有資産の価格変動等のリスクが顕在化した場合でも、短期間に対応できる支払い能力を有しているかどうかを示す指標です。この比率は金融商品取引業者の財務の健全性を測る重要な指標とされ、金融商品取引法第46条の6では、金融商品取引業者はこの比率が120%を下回ってはならないと定めています。

(単位:百万円)

項目	基準日	2025年3月末現在
自己資本規制比率 (A)／(B)×100		314.8%
固定化されていない自己資本の額	(A)	2,305
リスク相当額合計 (C) - (D)	(B)	732
市場リスク相当額		100
取引先リスク相当額		387
基礎的リスク相当額		243
控除前リスク相当額	(C)	732
暗号資産等による控除額 (第17条関係)	(D)	0

固定化されていない自己資本の額は、基本的項目(自己資本)に、補完的項目(引当金や劣後債務など)を足したもののから、控除資産(固定的資産)を控除したものになります。

- (注)・この書面は、金融商品取引法第46条の6第3項の規定に基づき作成したものです。
- ・上記の数値は、金融商品取引業等に関する内閣府令に基づいて算出しております。
 - ・固定化されていない自己資本の額(A)のうち、補完的項目として以下の劣後債務の金額が含まれています。

金額:300百万円 契約日:2024年6月26日 弁済期日:2026年6月30日